

意見書

国立大学法人徳島大学職員給与規則等に関する意見は下記のとおりです。

記

「国立大学法人徳島大学職員給与規則」、同「扶養手当支給細則」、同「住居手当支給細則」、同「通勤手当支給細則」、同「単身赴任手当支給細則」、同「年俸制適用職員給与規則」、同「管理職手当支給細則」、同「労働時間、休暇等に関する規則・細則」、同「有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則」、同「再雇用職員就業規則」、ならびに同「定年前再雇用職員就業規則」の一部改正について、以下のとおり意見ならびに要望を述べさせていただきます。

先ず、通勤手当に関しては、支給限度額が1箇月当たり5.5万円から15万円に引き上げられるものの、自動車等の使用距離に応じた手当額は従前どおりとなっております。昨今のガソリン価格の高騰を踏まえた支給額の増額を要望いたします。

加えて、管理職手当支給細則に関して、この度の改正に伴い、常三島事務部及び蔵本事務部の部長については、III種からII種に管理職手当を増額する一方で、事務局及び病院の次長については、II種からIII種へと減額するとのことでした。これに対して、現職（次長）の在職中に限り、経過措置を設けるとのことでしたので、遺漏なきようその準備を進めていただきたく存じます。

あわせて、所定時間外労働の制限対象を小学校就学前の子を養育する職員へと、その範囲を拡大する改正案については、現場の職員にほとんど知られていない現状がありますので、広く周知していただくよう要望します。その一方で、この度の改正にともなって、他の職員の残業負担が過重とならないよう、十分な人員配置を行うことを求めます。

同様に、子どもを育てながら働く職員を支援するため、現在検討されております学会・研究会に伴う子どもの旅費の支給に関する制度についてもその実現をお願いいたします。

子の扶養手当の増額には賛成しますが、それに伴う配偶者扶養手当の廃止には反対いたします。

時間外・休日・深夜における緊急手術等に関する手当および特別休暇の新設については、医師の勤務負担を実質的に軽減するものとして形骸化しないよう、運用面で十分な配慮を求めます。また、緊急手術の実施にはコメディカルスタッフの協力が不可欠であるため、医師のみならずコメディカルスタッフにも相当の手当が支給されるよう求めます。

職員の基本給をもとに算出されている有期雇用職員の給与表については、現行の雇用期限体系（上限3年）のみに対応した状態となっております。4年目以降の時給引き上げやパート職員への一時金の支給など、有期雇用職員の待遇改善についても積極的に取り組むことを求めます。

最後に、人事院勧告と関連しまして、若年層のみならず全体的に給与を上げることがを
要求いたします。また、年俸制対象者についても人事院勧告に準じた改善を行うよう要望
します。諸手当の見直しについては不利益変更を行わないよう求めます。

令和 7 年 3 月 26 日

国立大学法人徳島大学長 殿

常三島地区職員過半数代表者

職 名 准教授

氏 名 吉岡宏祐

印